

さいたま市告示第1700号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区並木一丁目2978番2の一部
- (2) 廃止の年月日 令和7年11月7日
- (3) 廃止の番号 第北廃25-003号
- (4) 道路の幅員 4.00 m
- (5) 道路の延長 20.50 m